

2021年5月31日

株主各位

(証券コード 6641)  
京都市右京区梅津高畝町 47 番地  
日新電機株式会社  
代表取締役社長 齋藤 成雄

## 第 163 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネットによる開示事項

### 事業報告

当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する . . . . . 2 頁  
基本方針並びにその運用状況の概要

### 連結計算書類

連結注記表 . . . . . 8 頁

### 計算書類

個別注記表 . . . . . 16 頁

法令及び当社定款第 18 条の規定に基づき、上記の事項については、インターネット上の当社ホームページ (<https://nissin.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

【当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針並びにその運用状況の概要】

## 1. 当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制に関し、会社法上の内部統制システムの構築に関する基本方針を、2006年5月12日開催の取締役会の決議に基づき制定した後、2008年2月22日、2011年6月23日、2014年5月9日、2014年8月28日及び2015年4月22日に開催した取締役会の決議に基づき、その内容を一部追加・変更しており、現在、次のとおりであります。

会社法第362条第4項第6号、並びに会社法施行規則第100条の第1項及び第3項に規定された「取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システムの構築に関する基本方針）の整備に関し、下記のとおりとする。

なお、今後とも内部統制システムの維持・向上に努めるものとし、その構築に関する基本方針を見直す場合には、当社の取締役会の決議を取得する。

### 記

#### (1) 企業集団（当社グループ）の取締役・使用人（従業員）の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「日新電機グループ企業行動憲章」、「日新電機グループ企業行動指針」、「コンプライアンス規程」を定め、「同規程」に基づき設置しているコンプライアンス委員会は、当社グループでの法令や企業倫理の遵守を徹底するための施策を推進する。具体的には、同委員会の策定する方針のもと、上記の憲章・指針・規程や法令遵守マニュアル等の見直し、研修会の実施などを行う。

また、当社グループの各職場に「エリア・コンプライアンス・マネージャー」（ACM）を設置し、グループ全体においてコンプライアンスを一層きめ細かく深く浸透・徹底させると共に、上記の憲章・指針などの各グループ会社への適用を徹底したうえ、法令・企業行動指針等の遵守状況、企業倫理の推進状況、及び万一の法令・企業倫理違反の疑義ある行為などに係る情報の収集に努め、その情報を遅滞なく集約し、必要な対策を速やかに講じる体制とする。

併せて、当社グループの内部通報システムとして「ヘルプラインデスク」を外部の弁護士による窓口も含めて運営し、寄せられた情報につき、適切に調査したうえ必要な対策を速やかに講じる体制とする。

さらに、社内の各部門やグループ会社においては、国内外の規制法令等を踏まえ、法令や企業倫理の違反が起こらないよう適正な対策を講じることとする。

加えて、コンプライアンス委員会、法務担当部門、内部監査部門及びACMは、監査役と連携のうえ、そのモニタリングを行い、問題点があれば是正する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会議事録を始め決裁書などの文書・情報に関しては、「文書管理規程」及び「企業情報管理規程」に基づき、所定の保存年限・管理方法をもって、確実・適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役が、常時、これらの文書・情報を閲覧できる体制とする。

### (3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導・支援する当社取締役（所管役員）を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から必要な報告を受け、当社の取締役会・常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制とする。

その付議・報告の対象事項については、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に定めて運用するものとする。

また、当社取締役は、定期的にグループ会社との懇談会を開催し、業務執行の概況などの報告を受ける体制とする。

### (4) 企業集団（当社グループ）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、グループの損失の原因となり得るリスクの管理を徹底し、損失の発生を未然に防止する対策を推進すると共に、万一損失に繋がる緊急事態が発生した際に迅速・適切に対応すべく、「リスク管理に関する規程」に基づき、次の体制を構築し運用しており、必要に応じ強化・拡充する。

①ビジネスリスクを含む当社グループ全体のリスクの管理及び対策を推進すべく、リスク管理委員会（リスク管理方針や対策の基本方針などを決定）を設置し、その下でビジネスリスクに係る重要事項については常務会において対策等を審議、それ以外のリスクについては「リスク管理実務委員会」で個別に具体的な対応を行う。また、「リスク管理実務委員会」は、リスク管理委員会の方針のもと、当社グループ全体のリスクの整理、対策の策定、「リスク・緊急事態ごとの対応マニュアル」の整備、「緊急対策本部」の立ち上げ、事業継続計画（BCP）の策定などを行うと共に、グループ社員への教育・訓練などを推進し、内部監査部門と共に、監査役と連携したうえ、グループでのリスク管理状況などをモニタリングし、問題点があれば是正する。

②各部門長及び各グループ会社社長は、「部門リスク管理責任者」として各部門・グループ会社内でのリスク管理及び対策を推進する。また、当社グループが抱えるリスクをグループ横断的に管理する部門としてリスク毎に「リスク別主管部門」を定め、グループ横断的なリスク管理及び対策を推進する。

### (5) 企業集団（当社グループ）の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに主要な国内子会社においては、取締役が経営方針・経営戦略に関する重要事項の策定に注力できるよう、業務執行を行う執行役員を置く「執行役員制度」を採用する。また、取締役、執行役員などの職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、取締役の業務分担、執行役員の業務執行範囲、職務権限規程、決裁権限規程などを整備し、適切に運用する。「執行役員制度」を採用しないグループ会社でも取締役が職務権限規程・決裁権限規程などを整備して適切に運用すると共に、当社がグループ会社の規程内容等を確認する体制とする。

また、グループ各社においては、その取締役が取締役会等を適宜開催し重要な経営事項につき十分審議して業務執行を行い、一方、当社は審議内容等を確認できる体制とする。当社においては重要な経営事項に関し、常務取締役以上及び常務執行役員以上で構成される常務会で事前に十分審議したうえ、毎月1回開催する取締役会に諮ると共に、グループ会社に関する重要事項についても付議・報告する。

さらに、業務全般において、情報セキュリティ面の一層の施策強化を図りながらIT化

を推進し、職務執行の効率化を進める。

(6) 当社監査役の職務を補助すべき使用人（従業員）に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を専任で置き、当該使用人の任命、人事異動、人事評価及び懲戒処分には事前に監査役会の意見を求め、その意見を最大限に尊重する。また、その使用人による監査役補助業務の遂行については監査役のみが指揮命令権を有し、取締役の指揮命令は受けないものとして独立性を堅持し、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

(7) 取締役・使用人（従業員）、子会社の取締役・監査役・使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務委員会などの重要な会議に出席して報告内容を確認し、関連資料を随時閲覧できる体制とする。

また、監査役・監査役会は、代表取締役社長と定期的に意見交換や懇談会を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い、その業務執行状況を確認する。

当社グループにおける突発の法令違反行為などの当社の業務・業績に影響を与える重要な事項については、当社の取締役・使用人が適宜遅滞なく監査役に報告することを義務づけると共に、子会社に起因する場合は、その所管役員・所管部門長や当該子会社の取締役・使用人が当社監査役に報告するものとし、当社グループ会社に本報告体制を周知・徹底する。

また、監査役は各部門・子会社への監査を適宜実施し各種情報収集を行うほか、子会社の監査役と定期的に会議を行い情報の共有化を図ることに努める。

さらに、内部監査部門は業務監査結果や財務報告に係る内部統制システムの運用状況などを、また、法務担当部門はコンプライアンスを含む会社法上の内部統制システムの運用状況や「ヘルプラインデスク」の運用状況などを、それぞれ子会社に関する内容も含め当社監査役に毎月報告する。

(8) 前記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前記(1)・(7)の「ヘルプラインデスク」につき通報・相談者が不利な取り扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に規定し、適切に運用すると共に、取締役や監査役への報告を理由として不利な取り扱いを受けない旨も「同規程」に規定し、報告者が不利に取り扱われないことを確保する。

(9) 当社監査役の職務について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務執行に必要な費用につき半期ごとに予め予算を設けると共に、監査役から会社法に基づく費用の前払い・償還等を請求された際は、当社は職務執行に必要な範囲で速やかに支払い等を行う。また、監査役が必要に応じ外部の専門家に相談・確認する場合は、その費用を職務執行に必要な範囲で当社が負担する。

## 2. 前記1の運用状況の概要

第163期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における前記1の基本方針の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) 当社グループの取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を4回開催し、同委員会の決議に基づき、各種コンプライアンス施策を実施した。
- ②「国内グループ社員向けコンプライアンス研修会」を、新型コロナウイルス感染防止策としてオンラインセミナー方式で実施した。また、新たに「海外グループ社員向けコンプライアンス研修会」を開始すべく、まずは中国子会社社員向けに当社の中国担当弁護士を講師としてオンライン方式で実施した。
- ③当社の役員・執行役員等へ担当弁護士を講師として「役員・執行役員コンプライアンス研修会」を2回（年1回から増加）実施した。
- ④公益通報者保護法上の内部通報制度に当たる「ヘルプラインデスク」（社内の総合ライン・女性窓口ラインと社外弁護士ライン）及び「当社の社外役員への通報ライン」の適切な運営を継続している。
- ⑤国内・海外のエリア・コンプライアンス・マネージャー（ACM）が担当エリアでのコンプライアンス状況につき確認し、問題点が発見された場合は当該ACMと法務部が連携して対応している。
- ⑥「社会規範・経営理念」及び優先準拠7法律（独占禁止法、下請法、贈収賄規制、建設業法、労働法令、労働安全衛生法、環境法令）を重点に、各遵法推進主管部門を中心にコンプライアンス施策を進めた。
- ⑦国内グループ会社の全社員へ「人権に関する研修会」をオンラインセミナー方式で実施した。
- ⑧啓発活動として社内報へコンプライアンス関連記事を掲載し、また、定期的に社内Webにコンプライアンス・メッセージを掲載し全社に通知している。
- ⑨企業へのパワーハラスメント防止対策の義務化に対応し、次の方法により当社グループ社員へハラスメント禁止の啓発を行った。
  - ・社長名で改めてハラスメント禁止の会社方針を全社へ通知。
  - ・懲戒処分対象をハラスメント全般と明示すべく就業規則を改定。
  - ・前記2(1)②「コンプライアンス研修会」、⑦「人権に関する研修会」の1テーマとして国内グループ社員へ教育。
  - ・前記2(1)⑧の社内報や社内Webへ関連記事を掲載し啓発。
- ⑩新型コロナ禍対応等としてのテレワーク（在宅勤務等）時の労働時間管理のため、PC（パソコン）ログオン・オフ打刻システムを導入した。
- ⑪当社グループの内部統制の一環として、経理部を所管する取締役の下に子会社の資金業務全般の監査・課題解決に従事するスタッフを置き、順次国内外の子会社の監査等を実施した。
- ⑫輸出管理の内部監査を実施すると共に、輸出管理担当者向けに説明会をオンライン方式で実施した。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ①テレワーク（在宅勤務等）時の社外における電子データの印刷や機密書類の社外への持ち出しに関する社内ルールを制定・施行した。
- ②国内グループ社員に標的型メールによる社内訓練を実施し、受信者の情報セキュリティ意識向上を図った。
- ③「情報セキュリティ委員会」を3回開催し、セキュリティ対策状況などの報告を受け審議した。
- ④海外子会社向けの情報セキュリティ対策ガイドラインを策定し、順次、各社へ当該ガイドラインに沿った活動の展開を進めている。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導する当社取締役（所管役員）を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から報告を受け、当社の取締役会・常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制を採っており、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に基づき必要事項は当社の取締役会・常務会等に付議・報告されている。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①新型コロナウイルス感染予防として、2020年1月に対策本部を立ち上げた後、政府や自治体の方針等に従いつつ、在宅勤務によるテレワーク、時差出勤等の実施や、各種勤務活動規制を継続実施中である。
- ②代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を1回開催し、今後解決すべき主要課題などの報告を受け審議すると共に、その下部組織である「リスク管理実務委員会」を4回開催し、テレワーク時の電子化対応とセキュリティ管理ポイントなどにつき報告を行い審議した。
- ③国内グループ会社の社員への「安否連絡網」のテストを4回実施した。

(5) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①「取締役会・常務会」については、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要な経営事項について月2回の常務会で事前に十分審議している。
- ②新型コロナ禍を契機としたテレワーク（在宅勤務等）時の業務効率化に向け、リモートアクセスユーザー数の拡充、Web会議システムの導入、電子決裁システムの導入、電子印鑑使用のルール整備、パソコンのデスクトップ型からモバイル型への更新推奨などのIT化を推進した。
- ③生産性向上のためのRPA（Robotic Process Automation、ロボットによる定型業務の自動化）を拡大した。

(6) 当社監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務を補助する従業員として監査役室長1名を専任で配置している。
- ②監査役室長は監査役の指揮命令による業務のみを遂行し、取締役などの執行部からは独立した体制としている。
- ③監査役室長の人事評価等については、事前に監査役の意見を求めて、その意見を尊重した

評価を実施している。

(7) 取締役・従業員、子会社の取締役・監査役・従業員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、監査計画に基づき各部門・子会社への監査を実施して課題・問題点の把握に努めており、子会社の監査役とも定期的に会議を行い情報の共有化を図っている。海外子会社の監査は全て Web 会議システムで実施し、工場や倉庫などはスマートフォンのカメラ機能や定点観測写真を活用して監査した。
- ②監査役は、取締役会や重要会議（常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務委員会など）に出席しているほか、関連資料を適宜閲覧している。
- ③監査役や監査役会は、社長と定期的に懇談会等を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役等とも懇談を行い、その業務執行状況を確認している。
- ④業務監査部と法務部は監査役（常勤）との定例（月次）情報交換会で、業務監査結果や内部統制システムの運用状況等の報告を行っている。
- ⑤以上のほか、当社の業務・業績に影響を与える重要事項については、取締役・従業員は適宜遅滞なく監査役に報告している。

(8) 前記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

社内規則の「コンプライアンス規程」で前記 2(1)④の「ヘルプラインデスク」や当社・子会社の取締役・監査役への通報・報告を理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しており、それを周知させ運営する体制としている。

(9) 当社監査役職務について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の必要経費は、半期ごとに予算を設け予め確保したうえ予算管理を行っている。その他監査活動等により発生した監査役職務執行に必要な費用は全て会社が負担している。

以 上

# 連 結 注 記 表

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 26社

主要な連結子会社名

日新イオン機器株式会社  
株式会社NHVコーポレーション  
日本アイ・ティ・エフ株式会社  
株式会社日新システムズ  
日新電機タイ株式会社  
日亞電機股份有限公司  
日新電機（無錫）有限公司  
北京宏達日新電機有限公司  
日新（無錫）機電有限公司  
日新電機ベトナム有限会社  
日新意旺高科技（揚州）有限公司  
日新馳威輻照技術（上海）有限公司

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。



### (3) 会計方針に関する事項

#### 1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

i. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

ii. その他有価証券

・ 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

i. 商品及び製品・仕掛品……………主として個別法

ii. 原材料及び貯蔵品……………主として総平均法

#### 2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、在外連結子会社は定額法を採用しております。

#### 3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び一部の連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用していません。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

- ② 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ③ 収益及び費用の計上基準  
当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
- ④ 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- ⑤ 連結納税制度を適用しております。
- ⑥ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用  
当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
- ⑦ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (4) 表示方法の変更に関する注記  
(連結貸借対照表)  
前連結会計年度において流動負債に区分掲記しておりました「未払費用」（当連結会計年度7,488百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては流動負債の「その他」に含めております。
- (連結損益計算書)  
前連結会計年度において営業外費用に区分掲記しておりました「輸送事故による損失」（当連結会計年度11百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外費用の「その他」に含めております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」等の適用

### 1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、別個の取引として識別していた製品の引渡しと当該製品の据付及び現地での調整作業を単一の履行義務として識別し、据付及び現地での調整作業が完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。また、従来請負工事に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として据付が完了した時点で計上しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

### 2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度の売上高が776百万円増加し、売上原価は341百万円増加し、販売費及び一般管理費は0百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ435百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,747百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が1,747百万円減少しております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	58,171百万円
(2) 受取手形裏書譲渡高	227百万円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式数 普通株式	107,832,445株
--------------------------------	--------------

#### (2) 配当に関する事項

##### ① 配当金の支払額

2020年6月19日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

##### ・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,709百万円
1株当たりの配当額	16円00銭
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月22日

2020年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

##### ・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,709百万円
1株当たりの配当額	16円00銭
基準日	2020年9月30日
効力発生日	2020年12月7日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月18日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

##### ・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,709百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	16円00銭
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月21日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業運営に必要な設備資金や運転資金等をキャッシュ・フロー計画に基づき、銀行借入や、住友電気工業株式会社グループのキャッシュマネージメントシステムにより調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また、外貨建営業債権の為替変動リスクは、先物為替予約取引等を利用してヘッジしております。

短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との長期的な取引関係の維持強化等のために保有する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価を把握し、継続保有の必要性を見直しております。

営業債務である買掛金の一部には外貨建のものがあり、その為替変動リスクは、先物為替予約取引等を利用してヘッジしております。

借入金は、主に設備投資や運転資金に必要な資金の調達を目的としたものです。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①現金及び預金	33,058	33,058	—
②受取手形及び売掛金	46,615	46,615	—
③電子記録債権	2,788	2,788	—
④短期貸付金	11,000	11,000	—
⑤投資有価証券	4,580	4,580	—
資 産 計	98,042	98,042	—
①支払手形及び買掛金	16,232	16,232	—
②短期借入金	2,444	2,444	—
負 債 計	18,676	18,676	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資 産

①現金及び預金・②受取手形及び売掛金・③電子記録債権・④短期貸付金  
これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

投資有価証券の時価は、株式は取引所の価格によっております。

#### 負 債

①支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②短期借入金

短期借入金は1年以内に弁済期限が到来するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額224百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤投資有価証券」には含めておりません。

### 6. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,132円82銭
(2) 1株当たり当期純利益	102円73銭

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社グループの主な事業内容は、電力機器事業、ビーム・真空応用事業、新エネルギー・環境事業、ライフサイクルエンジニアリング事業であります。

各事業における主な履行義務の内容は、受変電設備、高精細・中小型FPD(フラットパネルディスプレイ)製造用イオン注入装置、水処理用電気設備等の販売、当該製品の据付及び現地調整、並びに産業用装置及び部品の受託加工、ファインコーティングサービスの提供、メンテナンスの提供等となっております。

### (2) (1)の義務に係る収益を認識する通常の時点

各事業における据付及び現地での調整作業を伴わない製品・サービスの提供について、製品の引渡し及び役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

据付及び現地での調整作業を伴う製品・サービスの提供について、製品の据付及び現地での調整作業が完了した時点で収益を認識しております。

請負工事に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として据付が完了した時点で収益を認識しております。

# 個別注記表

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- i. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ii. 関係会社株式及び出資金……………移動平均法による原価法
- iii. その他有価証券
  - ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ・時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりません。

- i. 製品・仕掛品……………個別法
- ii. 原材料及び貯蔵品……………主として総平均法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。



数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際の事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

③ 連結納税制度を適用しております。

④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

⑤ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 表示方法の変更

### (貸借対照表)

前事業年度において流動負債「その他」に含めていた「前受金」(前事業年度3,757百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において流動負債に区分掲記しておりました「未払費用」(当事業年度4,330百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては流動負債の「その他」に含めております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」等の適用

### 1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、別個の取引として識別していた製品の引渡しと当該製品の据付及び現地での調整作業を単一の履行義務として識別し、据付及び現地での調整作業が完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。また、従来請負工事に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として据付が完了した時点で計上しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

## 2. 計算書類の主な項目に対する影響額

当事業年度の売上高が496百万円増加し、売上原価は175百万円増加し、販売費及び一般管理費は0百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ321百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,652百万円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が1,652百万円減少しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		35,848百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	短期金銭債権	16,282百万円
	長期金銭債権	515百万円
	短期金銭債務	16,289百万円
	長期金銭債務	20百万円
(3) 保証債務		
関係会社の取引金融機関等からの借入等に対し、債務保証等を行っております。		
債務保証		2,773百万円
保証予約		1,456百万円
経営指導念書		689百万円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	2,940百万円
仕入高	3,149百万円
営業取引以外の取引高	3,595百万円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	957,882株

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	996百万円
未払賞与	827百万円
減価償却費	445百万円
関係会社株式・出資金評価損	325百万円
研究開発費	303百万円
退職給付信託	285百万円
たな卸資産評価損	278百万円
環境対策引当金	222百万円
その他	1,221百万円
	<hr/>
繰延税金資産小計	4,907百万円
評価性引当額	△738百万円
繰延税金資産合計	<hr/> 4,168百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	1,417百万円
その他有価証券評価差額金	862百万円
固定資産圧縮積立金	221百万円
その他	6百万円
	<hr/>
繰延税金負債合計	2,507百万円
繰延税金資産の純額	1,661百万円

## 7. 関連当事者に関する注記

### (1) 親会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	住友電気工業株式会社	直接 51.5%	当社製品の販売・電力用ケーブルの購入、資金の貸付	資金の貸付	15,538	短期貸付金	11,000

- (注) 1. 資金の貸付における取引金額は期中平均残高を記載しております。  
2. 資金の貸付における利息の利率は市場金利を勘案して決定しております。

### (2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額
子会社	日新電機(無錫)有限公司	直接 90.0%	債務保証等、部品等の購入・販売	債務保証	1,405
				経営指導念書	464
	日新電機タイ株式会社	直接 99.6%	債務保証等、部品等の購入・販売	債務保証	24
				保証予約	1,456
			経営指導念書	45	

- (注) 金融機関等からの借入等に対し、債務保証、保証予約及び経営指導念書の差入を行っております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 791円04銭

(2) 1株当たり当期純利益 76円93銭

## 9. 収益認識に関する注記

連結計算書類の連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

以 上